被扶養者異動（認定・削除）届に必要な提出書類一覧表

※ 既に被扶養者の認定を受けている配偶者が出産したときの新生児以外は
右の続柄により、該当する下記の書類を全て提出してください。
●は必須書類 ・ ○は該当するとき必須書類
△は状況に応じて組合が必要としたとき提出する書類

※ 18歳以上の学生とは、義務教育修業以降、継続して全日制教育機関に
就学している方に限ります。
就労経験(在学中のｱﾙﾊﾞｲﾄは除く)のある方は、その他に分類されます。

				同居が条件でない人									同居が条件の人							
				配偶者	子			孫・弟妹			父・母	祖父母	兄姉	甥・姪			義父母	伯父・伯母	叔父・叔母	添付書類発行元
					18歳未満	18歳以上の学生	その他	18歳未満	18歳以上の学生	その他				18歳未満	18歳以上の学生	その他				
家族を被扶養者にしたいとき	被扶養者認定に関する申告		①「扶養状況届出書」	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	健保ホームページ
	続柄・同居・別居関係の証明		②世帯全員の「住民票（続柄記載）」（原本）		△	△	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	市区町村役所
	生計維持関係を証明するもの	学生（高校生以上）	③「在学証明書」（原本／発行日1ヶ月以内）	○	○	●	○	○	●	○			○	○	●	○			○	学校
		前年度から収入はない	④「住民税非課税証明書」（原本）	○			○			○	○	○	○			○	○	○	○	市区町村役所
		前年度は収入があった	⑤「住民税課税証明書」または「所得証明書」（ともに原本）	○			○			○	○	○	○			○	○	○	○	
		退職者（雇用保険未加入）	⑥「退職証明書」（原本）と雇用保険未加入が確認できる書類	○			○			○	○	○	○			○	○	○	○	勤めていた会社
		退職者（雇用保険期間不足の人）	⑦「雇用保険資格喪失確認通知書」（原本）	○			○			○	○	○	○			○	○	○	○	勤めていた会社
		退職者（雇用保険加入） 失業給付を受けない人	⑧「離職票1」と「離職票2」（すべて原本）	○			○			○	○	○	○			○	○	○	○	勤めていた会社
		退職者（雇用保険加入） 失業給付を受ける人	⑨「雇用保険受給資格証」の全頁写し	○			○			○	○	○	○			○	○	○	○	勤めていた会社
		給付日額3,612円(60歳以上は5,000円）以上の場合は ⇒	失業給付を受給し始めたら「被扶養者異動（削除）届」が必要です	○			○			○	○	○	○			○	○	○	○	健保ホームページ
		退職者（雇用保険加入） 失業給付受給を延長する人	⑩「離職票1」と「離職票2」 および「受給期間延長通知書」（すべて原本）	○			○			○	○	○	○			○	○	○	○	勤めていた会社
		退職者 （失業給付受給終了者）	⑪「雇用保険受給者証」の全頁写し	○			○			○	○	○	○			○	○	○	○	勤めていた会社
		現在、働いている人	⑫年間収入が確認できる書類 「給与明細書」直近3ヶ月分写しまたは「雇用契約書」写し	○		△	○			○	○	○	○		△	○	○	○	○	勤務先
		自営業者(ﾌﾘｰﾗﾝｻｰ含む) または不動産所得のある人	⑬「確定申告第一表」と「確定申告第二表」 青色申告⇒「青色申告決算書」全4頁 白色申告⇒「収支内訳書」全2頁 過去3年分の写し	○			○			○	○	○	○			○	○	○	○	税務署
		事業を廃業した人	⑭個人事業の「廃業届」の写し	○			○			○	○	○	○			○	○	○	○	市区町村役所
		年金・恩給受給者	⑮年金額が確認できる書類（直近の「年金改定通知書」の写しなど）	○			○			○	○	○	○			○	○	○	○	年金機構・年金事務所
		障害者	⑯「障害者手帳」の写し	○			○			○	○	○	○			○	○	○	○	都道府県・市区町村役所
		傷病手当金受給者	⑰傷病手当金の給付日額がわかるもの	○			○			○	○	○	○			○	○	○	○	加入していた医療保険者
		出産手当金受給者	⑱出産手当金の給付日額がわかるもの	○			○			○			○			○				加入していた医療保険者
	別居の人		⑲仕送り証明書（現金書留控え・振込受領書控えの写しなど、 送金者と受取人が確認できる書類を直近3ヶ月分）		△	△	●	●	●	●	●	●								金融機関
	その他	外国人	⑳「在留カード」の両面写し 及び 「住民票」（原本）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	住民票については市区町村役所
		病気療養中の人	㉑「医師の診断書」	○			○			○	○	○	○			○	○	○	○	医療機関
		他に扶養義務者がいる場合	㉒扶養義務者の年収が確認できる書類（所得証明・課税証明など）	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市区町村役所・勤務先
被扶養者から外すとき	該当者全員 発生事由から1ヶ月以上超えての届出の場合		①公文健康保険組合の「保険証」 ⇒新しく加入した医療保険の「保険証」の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	加入した医療保険者
	70歳以上の方		②「健康保険高齢者受給者証」	○							○	○					○	○	○	
	収入が超えた人（給与収入のみ）		③当該年中の給与支払累計がわかる書類（給与明細書の写しなど）	○			○			○	○	○	○			○	○	○	○	勤務先
	収入が超えた人（自営業者など）		④「確定申告書」の写し一式（上記⑬参照）／当該年度分のみで可	○			○			○	○	○	○			○	○	○	○	税務署

注1　上記以外の書類でも健康保険組合が必要とする場合は追加提出をお願いする場合があります。

注2　雇用保険の失業給付や健康保険の傷病手当金・出産手当金などを受給し、その日額が3，６１２円（60歳以上は5,000円）以上の場合は被扶養者として認められません。

■ **申請事由が発生した日で認定を希望する場合は次の追加書類が必要です（ただし、発生日まで遡及して認定できるのは20日以内の届出の場合に限ります）。**

発生事由	添　付　書　類	添付書類発行元
結　婚	婚姻が確認できる書類として「婚姻受理証明書」または「戸籍謄本」（ともに原本）	市区町村役所
養子縁組	養子縁組した日が確認できる書類として「養子縁組受理証明書」または「戸籍謄本」（ともに原本）	市区町村役所

■ **次に該当するときは追加書類が必要です。**

申　請　事　由		添　付　書　類	添付書類発行元
認定申請前に加入していた健康保険が任意継続の場合		「任意継続保険資格喪失証明書」（加入期間がわかるもの）	勤めていた会社
母子家庭で子どもを扶養する場合		被保険者が主たる生計維持者であることを証明する申告書	自作
就労可能年齢（18歳以上）で全日制の学生でない場合 および社会人経験後の学生の場合		「扶養理由書」（特に扶養しなければならない理由を申告／ﾌﾘｰﾌｫﾏｯﾄ可）	自作
家族間での扶養義務の異動等	配偶者が失業（退職）したため、 または、前年度収入が減少し、被保険者の収入の方が高くなったことによって、 配偶者の扶養であった子どもを被保険者の扶養にすることになった場合	①「健康保険資格喪失証明書」（原本）	勤めていた会社
		② 配偶者の収入を証明する書類（前年度収入の証明）、減少の場合は収入変更状況が確認できる書類	市区町村役所または勤めていた会社など
		③ 失業の場合は失業を証明する書類(退職証明書、離職票の写しなど）	
		④ 配偶者が失業給付を受給する場合はその日額がわかる書類（雇用保険受給資格者証の写しなど）	ハローワーク
	次に該当する場合 ・配偶者と離婚したため ・配偶者が死亡したため ・他家族に扶養されていた	①「健康保険資格喪失証明書」（原本）	勤めていた会社
		②「世帯全員の住民票（続柄記載）」（原本）	市区町村役所
		③ 認定対象者と別居の場合は「仕送り証明書」（直近3ヶ月分）	金融機関等
		④ 子以外の家族を申請する場合は「扶養理由書」（ﾌﾘｰﾌｫﾏｯﾄ可）	自作

2013.08.01改訂